

## ◎貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

(平成三〇年一二月一四日法律第九六号) (衆)

### 一、提案理由 (平成三〇年一二月四日・衆議院本会議)

○谷公一君 ただいま議題となりました三つの法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

三つ目の法案の貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案は、トラック運送事業の健全な発達及びトラック運転者の労働条件の改善を図るほか、その業務について平成三十六年度から時間外労働の限度時間の設定がされること等を踏まえ、運転者の不足により重要な社会インフラである物流に支障が生ずることのないよう必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、欠格事由の拡充や、事業の許可基準の明確化等、規制の適正化を図ること、  
第二に、事業の適確な遂行に関する遵守義務の創設等、事業者が遵守すべき事項を明確化すること、

第三に、荷主の配慮義務を新設するほか、既存の荷主勧告制度の対象を拡大すること、  
第四に、平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣は関係行政機関と連携して荷主への働きかけ等の措置を講ずるとともに、標準的な運賃を定めることができること  
などであります。

この両案は、本日の国土交通委員会において、いずれも全会一致をもって委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

以上の三法律案について、何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

### 二、参議院国土交通委員長報告 (平成三〇年一二月八日)

○羽田雄一郎君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案は、貨物自動車運送事業の健全な発達及びその運転者の労働条件の改善を図るため、事業の適確な遂行に関する遵守義務の創設、荷主に勧告をした場合における公表制度の創設等の措置のほか、平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣が標準的な運賃を定めることができることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、トラック事業の適確な遂行のための取組及び運転者の労働条件の改善等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきもの

と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。